平成２３年（フ）第３８９６号
埼玉県所沢市大字下安松524―１
債務者　涌井　浜子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８９７号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目24―19―202
債務者　中尾美津子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９０５号
東京都足立区足立１丁目38―３―202
債務者　青島　柳次
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９０６号
東京都足立区足立１丁目38―３―202
債務者　千葉　育子
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９０７号
東京都練馬区上石神井３丁目６―28―301
債務者　前田　妙子
１　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２３号
東京都中野区東中野２―13―15―203、住民票上の住所東京都新宿区西落合２丁目７―２―301
債務者　森　　和美
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９２６号
東京都板橋区前野町６丁目49―18　レオパレス上板橋第２―101
債務者　熊谷ともえ
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９３２号
千葉県浦安市富士見３丁目19―31―307
債務者　中里　涼子
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９３３号
東京都昭島市宮沢町１丁目７―12―202
債務者　龍前　知子
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９３４号
東京都台東区清川２丁目20―４―101
債務者　高橋　政勝
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９４１号
東京都練馬区土支田４丁目15―10―102
債務者　山田　龍二
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５０号
東京都大田区東糀谷４丁目９―３―301
債務者　川合　眞江（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５１号
東京都杉並区方南２丁目20―10―508
債務者　齋藤　達雄
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５２号
東京都中野区東中野５丁目25―11―206
債務者　窪下希理恵（旧名善文）
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９５８号
東京都足立区千住元町３－９　フレグランス元町Ｂ棟201
債務者　竹内　　毅
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３９６３号
東京都墨田区両国１丁目１―10―801
債務者　井島　千晴
１　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部